

令和5年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

総務課 財政係

1. 健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成19年6月に制定されました。この法律において、地方公共団体の財政健全性を示す4つの指標を毎年度算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないと定められています（第3条第1項）。

算定した4つの指標のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。令和5年度決算に基づく健全化判断比率は以下のとおりです。いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

単位：％

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	-	-	8.0	28.8
令和4年度	-	-	7.2	30.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質公債費比率、将来負担比率については、どちらも早期健全化基準を大きく下回っています。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が無いため「-」で示されます。

(1) 実質赤字比率 - % (実質赤字比率が無い)
< 早期健全化基準15.00%・財政再生基準20.00% >

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 646,450}{4,233,071} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

参考：令和4年度

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 530,209}{4,278,785} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

◎湯沢町の実質収支は646,450千円の黒字であったため、実質赤字比率はありません。

一般会計の実質収支

単位：千円

	歳入	歳出	翌年度繰越	実質収支
5年度	9,471,267	8,512,072	312,745	646,450
4年度	9,709,800	8,954,824	224,767	530,209

【標準財政規模】

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合算額）。

0により、前年度と比較し45,714千円の減となりました。

【一般会計等】

公営企業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を除く会計。

(2) 連結実質赤字比率 - % (連結実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準20.00%・財政再生基準30.00% >

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,881,521}{4,233,071} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

参考：令和4年度

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,781,464}{4,278,785} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

◎湯沢町の一般会計等及び公営企業会計を除く公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支で赤字の会計はなく、公営企業会計（下水道特別会計、水道事業会計、病院事業会計）についても資金不足額は発生していません。

各会計の実質収支 ※水道・病院・下水は資金剰余額 単位：千円

	4年度	5年度	差引
一般会計	530,209	646,450	116,241
国民健康保険特別会計	13,876	36,724	22,848
後期高齢者医療特別会計	1,884	63,358	61,474
介護保険特別会計	63,727	3,355	△ 60,372
水道事業会計	402,557	481,359	78,802
病院事業会計	727,769	674,306	△ 53,463
下水道特別会計	41,442	-24,031	△ 65,473
合 計	1,781,464	1,881,521	100,057

(3) 実質公債費比率 8% (前年度7.2.0%)
 < 早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0% >

令和5年度に一般会計が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(過去3カ年平均)。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、財政に及ぼした負担の程度を示します。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金の財源に充てた特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{(449,910 + 377,670) - (1,995 + 453,415)}{4,233,071 - 453,415} = \boxed{9.84666} \end{aligned}$$

令和5年度 単年度の率

◎令和2年度から令和4年度の間、「準元利償還金」が減少したものの、「地方債の元利償還金」の増加したことで「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」が減少したことにより、三カ年平均の数値が前年度に比べ増加しました。ただし、依然として早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています。

今年度3カ年平均

	単年度	3カ年平均
3年度	6.87297	
4年度	7.44919	
5年度	9.84666	
		8.0

参考：前年度3カ年平均

	単年度	3カ年平均
2年度	7.52403	
3年度	6.87297	
4年度	7.44919	
		7.2

単位：千円

	3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
地方債の元利償還金	384,578	414,922	449,910	34,988
準元利償還金	435,905	385,765	377,670	△ 8,095
元利償還金の財源に充てた特定財源	8,576	4,603	1,995	△ 2,608
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	546,569	515,770	453,415	△ 62,355
標準財政規模	4,407,170	4,278,785	4,233,071	△ 45,714

参考

	2年度	差引(R5-R2)
	368,451	81,459
	486,795	△ 109,125
	18,354	△ 16,359
	567,420	△ 114,005
	4,148,905	84,166

【地方債の元利償還金】 449,910 千円 3年度 4年度 5年度 差引(R5-R4) このページの数字の単位はすべて千円

一般会計において支払った公債費の額	元金	366,711	397,477	428,670	31,193
	利子	17,867	17,445	21,240	3,795

【準元利償還金】 377,670 千円 3年度 4年度 5年度 差引(R5-R4)

特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの	下水道特別会計	381,996	333,462	302,946	△ 30,516
	水道事業会計	3,468	2,119	1,528	△ 591
	病院事業会計	42,916	45,287	71,182	25,895
一部事務組合等への補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	7,525	4,897	2,014	△ 2,883
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	南魚沼福祉会	0	0	0	0
	融資利子補給	0	0	0	0

【元利償還金の財源に充てた特定財源】 1,995 千円 3年度 4年度 5年度 差引(R5-R4)

元利償還金の財源に充てた特定財源	県貸付金（産業育成資金）	5,089	1,589	1,500	△ 89
	公営住宅等使用料	3,487	3,014	495	△ 2,519

【基準財政需要額算入額】 453,415 千円

	3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
事業費補正	216,010	193,786	177,300	△ 16,486
災害復旧費等	304,563	297,425	254,652	△ 42,773
密度補正	25,996	24,559	21,463	△ 3,096

(4) 将来負担比率 28.8% (前年度 30.3%)
 < 早期健全化基準350.0% >

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額に充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{8,109,591 - 7,020,393}{4,233,071 - 453,415} = 28.8\%
 \end{aligned}$$

◎将来負担額と将来負担額に充当可能な財源がともに増加し、結果として将来負担比率は前年度より若干増加しました。将来負担額が増加した理由としては、公共事業等債や社会福祉施設整備事業債の借入額が大きかったこと、将来負担額に充当可能な財源が増加した理由としては、税収の回復や地方交付税交付額の増加による財政調整基金への積立とふるさと納税の寄附額が増加したことによる湯沢こころのふるさと基金への積立が増加したことが挙げられます。なお、早期健全化基準である350%を大きく下回った数値となっています。

単位：千円

	3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
将来負担額	8,090,926	8,410,647	8,109,591	△ 301,056
将来負担額に充当可能な財源	6,986,631	7,268,446	7,020,393	△ 248,053
標準財政規模	4,407,170	4,278,785	4,233,071	△ 45,714
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	546,569	515,770	453,415	△ 62,355

このページの数字の単位はすべて千円

【将来負担額】 8,109,591 千円

		3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
地方債の現在高		4,481,315	4,892,042	4,985,153	93,111
債務負担行為に基づく支出予定額	南魚沼福祉会	0	0	0	0
公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	下水道特別会計	2,103,145	1,915,806	1,642,763	△ 273,043
	水道事業会計	11,668	7,151	4,864	△ 2,287
	病院事業会計	322,352	393,953	363,535	△ 30,418
一部事務組合等の地方債の償還に係る負担等見込額	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	31,451	26,212	22,413	△ 3,799
年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職金負担見込額		1,140,995	1,175,483	1,090,863	△ 84,620
設立法人の負債額等負担見込額	新潟県信用保証協会	0	0	0	0

【将来負担額に充当可能な財源】 7,020,393 千円

		3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
充当可能基金（財調・こころのふるさと等）		2,269,108	2,550,096	2,497,028	△ 53,068
充当可能特定財源	公営住宅使用料	5,623	2,018	486	△ 1,532
基準財政需要額算入見込額		4,711,900	4,716,332	4,522,879	△ 193,453

【標準財政規模】 4,233,071 千円

	3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
標準財政規模	4,407,170	4,278,785	4,233,071	△ 45,714

【元利償還金等に係る基準財政需要額算入額】 453,415 千円

	3年度	4年度	5年度	差引(R5-R4)
事業費補正	216,010	193,786	177,300	△ 16,486
災害復旧費等	304,563	297,425	254,652	△ 42,773
密度補正	25,996	24,559	21,463	△ 3,096

2. 資金不足比率（公営企業会計）

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政健全化を示す指標として資金不足比率が設けられました。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。

令和5年度決算に基づく資金不足比率は以下のとおりです。湯沢町は全ての公営企業会計において資金不足比率は発生していません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \quad \begin{array}{l} \text{※ 法適用：水道事業会計、病院事業会計} \\ \text{法非適用：下水道特別会計} \end{array}$$

	資金不足額 資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	481,359	301,005	- %	20 %
病院事業会計	674,306	936,343	- %	
下水道特別会計	(24,031)	257,934	- %	

※資金剰余額は正の数値、不足額は負の値で表示。

(1) 資金不足額

$$\text{法適用} = \left[\begin{array}{l} \text{（流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等）} \\ \text{（算入地方債の現在高）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{（流動資産の額－控除財源－控除額）} \end{array} \right] - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{法非適用} = \left[\text{歳出額} + \text{算入地方債の現在高} - \left(\text{歳入額} - \text{翌年度繰越財源} \right) \right] - \text{解消可能資金不足額}$$

(2) 事業の規模

$$\text{法適用} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{法非適用} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

《 令和5年度 資金不足額及び比率の算出について 》

【水道事業会計】

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{array}{cccc} \text{A} & \text{B} & \text{C} & \text{D} \\ 17,210\text{千円} & + & 0\text{千円} & - \\ 304,616\text{千円} & - & 3,611\text{千円} & - \end{array}}{\begin{array}{cc} \text{E} & \text{F} \\ 304,616\text{千円} & - & 3,611\text{千円} \end{array}} = \frac{-481,359\text{千円}}{301,005\text{千円}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -159.92\% \end{array}}
 \end{array}$$

■資金の不足額 = A(流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等) + B(算入地方債の現在高) - C(流動資産の額－控除財源－控除額) - D(解消可能資金不足額)

A: 流動負債(58,294千円)－控除企業債等(41,084千円)－控除未払金等(0千円)－控除額(0千円)－PFI建設事業費等(0千円) = 17,210 千円

B: 算入地方債の現在高 (該当なし)

C: 流動資産の額(498,569千円)－控除財源(0千円)－控除額(0千円) = 498,569 千円

D: 解消可能資金不足額 (該当なし)

■事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

E: 営業収益の額 304,616 千円

F: 受託工事収益の額 3,611 千円

【病院事業会計】

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{array}{cccc} \text{A} & \text{B} & \text{C} & \text{D} \\ 17,062\text{千円} & + & 0\text{千円} & - \\ 1,019,683\text{千円} & - & 0\text{千円} & - \end{array}}{\begin{array}{cc} \text{E} & \text{F} \\ 1,019,683\text{千円} & - & 0\text{千円} \end{array}} = \frac{-674,306\text{千円}}{1,019,683\text{千円}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -66.13\% \end{array}}
 \end{array}$$

■資金の不足額 = A(流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等) + B(算入地方債の現在高) - C(流動資産の額－控除財源－控除額) - D(解消可能資金不足額)

A: 流動負債(98,928千円)－控除企業債等(81,866千円)－控除未払金等(0千円)－控除額(0千円)－PFI建設事業費等(0千円) = 17,062 千円

B: 算入地方債の現在高 (該当なし)

C: 流動資産の額(691,368千円)－控除財源(0千円)－控除額(0千円) = 691,368 千円

D: 解消可能資金不足額 (該当なし)

■事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

E: 営業収益の額 (41,254 + 978,429 = 1,019,683)

F: 受託工事収益の額 (該当なし)

「病院事業会計営業収益」

41,254

「指定管理者が収受した利用料金」

入院収益	462,435
外来収益	356,352
その他医業収益	159,642
	978,429

※事業の規模の算出に当たり、指定管理者制度(利用料金制)を導入している特別会計にあっては営業収益の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加算する。

【下水道特別会計】

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	=	$\frac{\begin{matrix} \text{A} & & \text{B} & & \text{C} & & \text{D} \\ 735,057\text{千円} & + & 0\text{千円} & - & 711,026\text{千円} & - & 0\text{千円} \\ \hline \text{E} & & \text{F} & & & & \end{matrix}}{257,934\text{千円} - 0\text{千円}}$	=	$\frac{24,031\text{千円}}{257,934\text{千円}}$	=	資金不足 なし 9.32%
--------	---	--------------------------------------	---	--	---	--	---	-----------------------------

■**資金の不足額** = A(歳出額) + B(算入地方債の現在高) - C(歳入額 - 翌年度に繰越すべき財源) - D(解消可能資金不足額)

A: 歳出額 735,057千円

B: 算入地方債の現在高 (該当なし)

C: 歳入額(832,921千円) - 令和6年度に繰越すべき財源(121,895千円) = 711,026千円

D: 解消可能資金不足額 (該当なし)

■**事業の規模** = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

E: 営業収益に相当する収入の額 257,934千円

F: 受託工事収益に相当する収入の額 (該当なし)

〈参考〉

流動負債 …… 事業の通常取引において一年以内に償還しなければならない短期の債務

流動資産 …… 現金、原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品など

営業収益 …… 主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入、収益の中心的なもの

算入地方債現在高 …… 建設改良費・準建設改良費以外の経費の税源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高

解消可能資金不足額 …… 事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において控除される一定の額

繰上充用額 …… 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額 …… 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額 …… 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額